

別紙 1

奈良市職員互助会食堂運営委託業務に関する仕様書

1 食堂の所在及び施設の概要

(1) 所在地 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 中央棟 地下1階

(2) 面積 (別紙2図面参考)

・食堂	291 m ²
・厨房	87 m ²
・更衣室・便所	8 m ²
合計	386 m ²

2 使用用途

奈良市職員及び一般市民（利用者制限はなし）向けの食堂運営

ただし、大規模災害発生時は奈良市職員等のための調理施設として使用する。

3 使用料及び経費負担等

(1) 食堂施設に係る行政財産使用料は、免除する。

ただし、大規模災害発生時は奈良市職員等のための調理施設として使用するため、食堂の営業は停止し奈良市に全面的に協力することとする。

(2) 運営委託後の食堂施設（壁、床、天井、照明）の現状の機能維持に係る経費及び設備の修繕に係る経費は、奈良市の負担とする。ただし、本公募による運営委託前に奈良市がリニューアルを行う予定。

(3) 運営事業者が良質なサービス実施のために、内装（装飾を含む。）改装工事の必要があるときは、あらかじめ図面等の書類を職員互助会に提出し、職員互助会の承認を得た場合に限り、庁舎全体の利便に支障を来さないものであれば、運営事業者の負担において実施することができる。

(4) 営業にかかる次の諸経費の負担者については、次のとおりとする。

- ① 光熱水費（電気・ガス・上下水道料金）は、免除する。
- ② 電話設置する場合は奈良市と協議し、設置費用及び通話料等すべての費用は運営事業者負担とする。
- ③ 食材、調味料等は運営事業者が準備する。
- ④ 職員互助会が無償貸与する備品（別紙3備品一覧表参考）にかかる保守管理及び修理にかかる費用は、原則として運営事業者負担とする。
- ⑤ 新たに整備する設備、備品の費用負担については、その都度職員互助会と協議する。
- ⑥ 運営事業者が用意した備品・什器等の保守管理及び修理、買い替えにかかる費用は運営事業者負担とする。
- ⑦ 食堂全体の排水設備の保守・害虫駆除・消毒等の衛生管理並びにごみ処理に要する経費は運営事業者負担とする。
なお、ごみ処理方法については、一定の制約が生じるので、職員互助会と協議すること。

4 営業時間、利用案内等

- (1) 原則、平日のみ営業で、営業時間は午前11時から午後3時までとする。
営業時間の延長、土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始の営業については、職員互助会との協議により決定する。
- (2) 利用案内やメニュー案内は、図で表示する等の方法で設置し、初めての方でも理解しやすいものにする。
- (3) 奈良市役所（行政財産）内に設ける施設のため、行政サービスに支障がないように営業すること。
- (4) 営業は、職員互助会並びに関係機関等の指導助言に基づき行うこと。
賃借権、営業権等の私法上の権益は一切認めない。また運営事業者は、使用物件を他の者へ譲渡し、委託し、転貸し、又は担保することはできない。
- (5) 奈良市役所内において、広告活動（他店舗の広告は不可）を行うときは、職員互助会と協議すること。
- (6) 職員互助会から営業を妨げない範囲で第三者による施設の一時利用の申し出があった時には、特別な理由がない限り、それに従うものとする。

5 販売品目及び価格等

- (1) 販売品目は1種類以上の定食と麺類、カレー等を提供できるものとする。
- (2) 民間経営の一般的な食堂等と同等かそれより廉価な価格設定とすること（ただし、品質低下することがないように留意すること。）。
- (3) 営業開始後の販売品目の追加、変更等並びに価格の改定については、職員互助会の了承を得ること。
- (4) 午後1時までは品切れがないように努めること。
- (5) 奈良市との連携や市民からのアイデアメニューの募集などにより奈良の特産品をPRすることにできるだけ協力すること。
- (6) 販売品目やサービス内容について、食堂・売店・書店で競合するものについては職員互助会の調整に従うこと。

6 営業許可の申請、衛生管理等

- (1) 営業許可の申請
食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が規定する関係機関等への届出は運営事業者が行うこと。また、その許認可等の写しを職員互助会に提出すること。
- (2) 衛生管理及び安全管理
運営事業者は、従業員の安全衛生管理及び食堂全体の施設の清掃、消毒、食品材料等の調達、調理並びにごみ処理など、運営事業者は、善良な管理者の注意を持って、衛生管理には特に注意を払うとともに、食堂で発生した食品衛生上の問題等については、運営事業者の負担と責任において処理すること。また、万一事故等が発生したときは、速やかに職員互助会へ報告しなければならない。
 - ア 運営事業者は、食品衛生法等法令を遵守し、食堂に係る衛生管理の徹底を図らなければならない。
 - イ 運営事業者は、食堂に勤務する者の名簿を職員互助会に提出しなければならない。
 - ウ 供給する飲食物に起因して食中毒又は赤痢等の伝染病が発生したとき、その他食堂利用者に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。

(3) 営業状況の調査及び報告

運営事業者は、職員互助会が必要と認めた場合、別途指示する方法により、事業報告書その他営業にかかる書類を提出しなければならない。

また、職員互助会は必要に応じ、販売品目の品質やその他食堂の管理・運営に係る事項に関し実地調査をし、運営事業者へ報告資料の提出を求め、必要な指示を与えることができる。

7 契約保証金について

運営事業者は、運営業務契約に基づき職員互助会から委託された業務を確実に履行する保証として、500,000円を職員互助会に納付するものとする。

契約保証金にかかる利子は付さないものとし、契約解除による契約保証金の返還は、食堂の原状回復費用を控除することができるものとする。

8 契約全般について

(1) 職員互助会は、運営事業者とその他の第三者との間で発生した争訟、問題については一切これに関与しない。

(2) 運営事業者は、本仕様書及び契約書の内容に違反し、あるいはその責に帰する理由により、使用財産の全部又は一部を滅失し、又はき損して損害を与えた場合は、奈良市並びに職員互助会又はその会員若しくは第三者が被った損害額に相当する金額を賠償しなければならない。

(3) 運営事業者は、運営業務契約に基づく権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させることはできない。また、運営業務契約にかかる業務の全部又は一部について、第三者に委任又は請け負わせることはできない。

(4) 運営事業者は、運営業務契約に基づく業務の履行に当たっては、労働基準法やその他の法令を遵守しなければならない。

(5) 契約の解除

職員互助会又は運営事業者は、相当な理由に基づき、8か月前までに文書によって通知することで、この契約の全部又は一部を解除することができる。このとき、運営事業者の責めに帰すべき理由による契約の解除に伴って運営事業者が被る損害については、職員互助会は一切その責任を負わない。ただし、2年が経過するまでは、解除権の行使ができないものとする。

なお、次の場合、職員互助会は、いつでも契約を解除し、又は変更することができるものとし、この場合に生じた損失について、職員互助会に補償を請求することができないものとする。

ア 奈良市が、公用又は公共用に供するため、又はその他の事由により、食堂施設を使用する必要が生じた場合

イ 契約締結以降に市税等の税金関係に滞納があった場合

ウ 食品衛生法に係る違反事由やその他法令において法令違反があった場合

エ 暴力団員等が実質的に経営若しくは経営に関与した場合

オ 応募資格の詐称その他不正な手段が明らかになった場合

カ 負担金及び使用料等の滞納があった場合

(6) 運営事業者は、契約期間が満了したとき、又はこの契約の解除があったときは、運営事業者の責任において職員互助会の指定する日までに使用物件を原状に回復しなければならない。なお、運営事業者が原状回復の義務を履行しないときは、運営事業者の負担において職員互助会がこれを行う。ただし、職員互助会が特に認めたものについては、この限りではない。

- (7) 運営事業者は、契約期間が満了したとき、又はこの契約の解除があったときは、使用物件に投じた改良及び修繕によって生じた有益費、その他一切の費用は請求できない。
- (8) 運営事業者は、仕様書及び契約書の内容すべての事項についてその責任を負うとともに、職員互助会との間におけるすべての連絡、交渉、協議等の窓口として食堂管理人を1名選任し、契約締結後、速やかにその職・氏名を職員互助会に報告すること。なお、食堂管理人に変更があった場合も同様とする。
- (9) 運営事業者は、代表者及び団体名称等に変更が生じた場合は、書面により遅滞なく、職員互助会に報告しなければならない。

9 その他

- (1) 従業員の接遇サービスの向上に努め、教育等を実施すること。
- (2) 運営事業者のHP等でメニューやイベント等のPRに努めること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、職員互助会と運営事業者の間で協議する。